

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	金沢港みなとカメラ検討業務
業 務 概 要	本業務は、輪島港みなとカメラを転用し、金沢港における視認不可施設の解消を目的として、みなとカメラの配置、付帯設備等の検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 渡邊 理之 石川県金沢市大野町4-2-1
契 約 年 月 日	令和8年8月7日
契 約 業 者 名	公益社団法人 日本港湾協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂3-3-5
契 約 金 額	19,690,000円(税込み)
予 定 価 格	19,734,000円(税込み)
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	本業務は、輪島港みなとカメラを転用し、金沢港における視認不可施設の解消を目的として、みなとカメラの配置、付帯設備等の検討を行うものである。 みなとカメラは、港湾等における直轄工事の施工管理は元より、国有財産の管理や利用状況の確認、災害時におけるリアルタイムな状況把握等に幅広く活用するものであり、みなとカメラの配置検討については、事業計画及び港湾計画等を踏まえた視認対象施設、監視内容の設定など高度な技術を要すること、また、みなとカメラの設置目的に必要な性能・機能に合致した機器仕様と、経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した機器仕様の検討といった専門的な知識を有することから簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人 日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、当該業務について、総合的に優れた提案を行った者として特定された者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定により、公益社団法人 日本港湾協会と随意契約をするものである。
業 務 場 所	設定しない
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和8年8月7日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和9年2月15日
備 考	簡易公募型プロポーザル方式を実施